

平成 28 年度政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、  
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局  
定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 28 年 5 月 11 日(水)	政策経営部 政策企画課、経営改革推進課、広聴広報課、 いたばし魅力発信担当課、IT推進課、 資産活用課、営繕課、教育営繕担当課 総務部 課税課、納税課、区政情報課 会計管理室
平成 28 年 5 月 13 日(金)	政策経営部 財政課 総務部 総務課、人事課、庁舎管理・契約課、 公文書館、男女社会参画課（男女平等推進 センター含む） 危機管理室 防災危機管理課、地域防災支援課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 区議会事務局

2 実施場所 監査委員室及び施設

- 3 監査の範囲 (1) 平成 27 年度及び平成 28 年度の財務に関する事務  
(2) 施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。  
 (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。  
 (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。  
 (4) 平成23年度行政監査について、平成27年度に提出された措置結果通知どおりに行われているか。  
 (平成23年度行政監査テーマ「区民貸出施設における設備保守点検等の委託について」)

## 5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は、次のとおり。

## 6 指導事項

### (1) 区立小学校工事における不適切な契約事務について

営繕課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

板橋区が締結する契約は、地方自治法第 234 条第 5 項に基づき、区契約事務規則第 37 条第 1 項では、「一般競争入札、指名競争入札若しくはせり売りにより落札者若しくは競落者が決定したとき、又は随意契約の相手方が決定したときは、(中略)遅滞なく契約書を作成するものとする。」と規定している。

しかし、営繕課教育施設グループ(以下「営繕課」という。)は、平成 27 年度に執行した工事の一部において、契約手続きをせずに工事着手していたことが判明した。

営繕課は平成 27 年 6 月 24 日に「区立上板橋第四小学校大規模改修工事」の工事請負契約を締結し、平成 28 年 12 月 14 日までの工期で契約締結日翌日から工事に着手した。

当初計画では、外壁塗膜撤去工事については、外壁の状態に応じて別途契約を締結し、着手することとしていたが、担当者は契約手続きを失念し、平成 27 年 9 月 1 日からアスベストを含有している外壁塗膜の撤去工事を施工業者に着手させていたことが、同年 10 月 7 日に、別の職員の現場確認によって判明した。

営繕課は、工事を一時中断させるとともに契約の効力が 9 月 1 日から発生する措置を講じた上で、区立上板橋第四小学校外壁下地補修その他工事その 1(以下「外壁補修工事」という。)の契約を締結した。

以上、外壁補修工事は、契約締結を行わず工事に着手したものであり、極めて不適切な契約事務である。

営繕課は、契約事務を適正に執行するとともに、再発防止の徹底に取り組む必要がある。

(2) 特別区民税・都民税における公的年金からの特別徴収に係る不適切な事務について

課税課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

特別区民税・都民税における公的年金受給者からの徴収方法は、地方税法第 321 条の 7 の 2 第 1 項に基づき「特別徴収の方法によつて徴収するものとする。(以下「年金特徴」という。)」とされている。

しかし、課税課では、平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月までの間、年金特徴を実施することができなくなった。

原因は、平成 27 年 7 月 15 日付で区から一般社団法人地方税電子化協議会へ通知すべき年金特徴データ 27,115 人分が未送信であったにもかかわらず、そのことを同年 9 月 16 日の特別徴収税額通知データ確認時点まで把握できなかったためである。

結果的に、当該対象者 27,115 人分については、納付方法を普通徴収（納税者が納付書により金融機関等に納める方法）に切替え、対象者あてに特別区民税・都民税通知書兼決定通知書、納付書及び説明文「公的年金にかかる住民税を特別徴収ではなく普通徴収により納付していただくことについて（お詫びとお願い）」を同年 10 月 5 日に郵送することになった。

課税課はこの切替え作業により、納税通知書等印字・封入封緘等委託経費、郵送料、納付に伴う手数料、夜間・休日の電話対応や苦情対応の人件費など多額の経費を支出した。更に、切替えに伴う当該対象者の特別区民税未収金も相当額が見込まれている。

以上、特別区民税・都民税における公的年金からの特別徴収に係る不適切な事務は、区に多大な損害を与えるものである。また、年金特徴該当者が、年金から自動的に引かれる税額を、金融機関等を利用して納付する必要性が生じ、区民サービスの低下を招いた。

課税課は、事故に係る反省を踏まえた上で、同様の事故が起こらないよう、再発防止に取り組む必要がある。

なお、課税課は、平成 28 年 6 月、平成 28 年度特別区民税・都民税普通徴収決定通知書を発送した際、409 名の年金対象者について重複課税をしてしまったため、修正の手続きを進めるとともに、原因の究明を行っている。

課税課のたび重なる事故は、区政全般への区民の信頼を大きく損なうものであり、事務全般の見直しを早急に行うよう強く求める。

平成 28 年度区民文化部、産業経済部及び  
農業委員会事務局定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
平成28年 6 月 1 日(水)	<p>【区民文化部】 桜川地域センター・東山公園内集会所、戸籍住民課、文化・国際交流課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック推進担当課、赤塚支所</p> <p>【産業経済部】 産業振興課、産業戦略担当課、くらしと観光課・いたばし観光センター</p> <p>【農業委員会事務局】 農業委員会事務局</p>
平成28年 6 月 2 日(木)	<p>【区民文化部】 熊野地域センター・大山東集会所、仲町地域センター・幸町集会所、大谷口地域センター・向原ホール・小茂根一丁目集会所、清水地域センター・清水町第二集会所、中台地域センター・西台三丁目集会所、前野地域センター・前野ホール・前野町三丁目集会所、高島平地域センター・高島平区民館・高島平五丁目第二公園内集会所、成増地域センター・成増三丁目集会所、仲町区民事務所、常盤台区民事務所、高島平区民事務所</p>
平成28年 6 月 3 日(金)	<p>【区民文化部】 地域振興課</p>

2 実施場所 監査委員室及び各施設

3 監査の範囲 (1) 平成27年度及び平成28年度の財務に関する事務  
(2) 施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成 24 年度行政監査について、措置結果通知どおりに行われているか。  
(平成24年度行政監査テーマ「受益者負担の適正化について」)

## 5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は、次のとおり。

## 6 指導事項

### 健康づくり事業における登録商標の無断使用について

スポーツ振興課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

スポーツ振興課では、「いたばし健康づくりプロジェクト」スポーツコースを開講するにあたり、開講式で配付する資料及び説明用パワーポイントに「ボクササイズ」の用語を入れて作成し、この資料を平成27年5月9日に165名、10月3日に151名の受講者に配付した。

また、9月14日には「ボクササイズ」の用語を使用して、スポーツコースの内容と講習会の様子を、ホームページで紹介した。

その後、平成28年2月9日に渋谷三迫ボクシングジム代表 三迫正廣氏の代理人から、「「ボクササイズ」の用語使用は、登録商標を使用した宣伝広告であり、商標権の侵害にあたる。」とした通告書（以下「通告書」という。）が届いた。

スポーツ振興課は、そこで初めて「ボクササイズ」は、渋谷三迫ボクシングジムが保有する登録商標であり、商標権者である渋谷三迫ボクシングジムの許諾を得ずに使用していたことを認識した。

スポーツ振興課では、通告書を受領後、直ちに用語の使用を停止するとともに、通告内容を調査する旨を文書で回答した。

併せて、今後の協議内容及び回答方法について区が委託する弁護士と相談し、2月26日に通告書に対し用語使用を認めた上で、具体的な使用方法及び掲載内容などについて記載した回答書を、代理人宛て配達証明郵便にて送付した。

その後、何度かのやり取りを経て平成28年3月18日、通告人に和解金50,000円を支払い、今後、双方間において書面に定めるほかの債権債務が存在しないことを確認する、和解合意書を取り交わした。

以上、「ボクササイズ」の用語使用については、登録商標でないかを確認せずに使用したものであり、不適切な事務である。

スポーツ振興課は、事業の企画及び資料作成の際は、同様の無断使用を行わないよう商標権等に十分配慮し、再発防止に取り組む必要がある。

## 平成 28 年度福祉部定期監査結果報告書

- 1 実施年月日 平成 28 年 10 月 12 日(水)
- 2 監査対象 管理課、障がい者福祉課、板橋福祉事務所、赤塚福祉事務所、志村福祉事務所
- 3 実施場所 監査委員室及び各施設
- 4 監査の範囲 (1) 平成 27 年度及び平成 28 年度の財務に関する事務  
(2) 施設及び備品の管理状況
- 5 監査の着眼点  
(1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。  
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。  
(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- 6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 平成 28 年度区立小・中学校及び区立幼稚園定期監査結果報告書

### 1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 28 年 11 月 2 日 (水)	中台小学校、富士見台小学校、若木小学校、金沢小学校、赤塚小学校、志村第五中学校、高島第一中学校、高島第二中学校
平成 28 年 11 月 4 日 (金)	志村坂下小学校、北前野小学校、板橋第六小学校、板橋第八小学校、桜川小学校、北野小学校、加賀中学校、高島幼稚園
平成 28 年 11 月 17 日 (木)	板橋第一小学校、板橋第五小学校、上板橋第二小学校、赤塚新町小学校、三園小学校、高島第二小学校、西台中学校、桜川中学校
平成 28 年 11 月 18 日 (金)	板橋第四小学校、常盤台小学校、徳丸小学校

### 2 実施場所 各小・中学校及び高島幼稚園

### 3 監査の範囲 (1) 平成 27 年度及び平成 28 年度の財務に関する事務 (2) 施設及び備品の管理状況

### 4 監査の着眼点 (1) 予算の執行は、平成 27 年度及び平成 28 年度学校令達予算等に基づき計画的、効率的に行われているか。また、支出負担行為等の手続きは適正か。 (2) 各種勤務手当及び旅費の支給は勤務実態に適合しているか。 (3) 施設及び備品の管理状況は適正か (あいキッズを含む)。

### 5 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

# 平成 28 年度教育委員会事務局定期監査結果報告書

## 1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 28 年 12 月 2 日(金)	教育総務課、学務課、指導室、新しい学校づくり課、学校配置調整担当課、生涯学習課、成増生涯学習センター、郷土資料館、地域教育力推進課、教育支援センター、中央図書館、いたばしポローニャ子ども絵本館

## 2 実施場所

監査委員室及び各施設

## 3 監査の範囲

- (1) 平成 27 年度及び平成 28 年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

## 4 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

## 5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。



## 平成 28 年度 健康生きがい部定期監査結果報告書

### 1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 28 年 12 月 14 日 (水)	国保年金課、後期高齢医療制度課、健康推進課、生活衛生課、板橋健康福祉センター、赤塚健康福祉センター、西台いこいの家、清水いこいの家、板橋いこいの家、舟渡いこいの家
平成 28 年 12 月 15 日 (木)	長寿社会推進課、介護保険課、上板橋健康福祉センター、志村健康福祉センター、高島平健康福祉センター、おとしより保健福祉センター、中丸いこいの家、なりますいこいの家、備品実査（保健所・板橋健康福祉センター）
平成 28 年 12 月 16 日 (金)	予防対策課

2 実施場所 監査委員室及び各施設

3 監査の範囲 (1) 平成 27 年度及び平成 28 年度の財務に関する事務  
(2) 施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。  
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。  
(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。  
(4) 平成 23 年度・平成 24 年度行政監査について、措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 23 年度行政監査テーマ「シニア世代の生きがいづくりについて」

※平成 24 年度行政監査テーマ「介護保険制度について」

5 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 平成 28 年度子ども家庭部定期監査結果報告書

### 1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 29 年 1 月 11 日(水)	[児童館] 氷川児童館、南板橋児童館、高島平児童館、しらさぎ児童館、なります児童館 [保育園] 赤塚保育園、高島平つくし保育園、高島平すみれ保育園
平成 29 年 1 月 12 日(木)	[児童館] 蓮根児童館、東新児童館、南前野児童館、紅梅児童館 [保育園] 仲宿保育園、みなみ保育園、ときわ台保育園、蓮根保育園、東新保育園、新河岸保育園、南前野保育園、紅梅保育園
平成 29 年 1 月 13 日(金)	子ども政策課、保育サービス課、子育て支援施設課、子ども家庭支援センター [保育園] 向台保育園、若木保育園、高島平けやき保育園、にりんそう保育園

2 実施場所 監査委員室及び各施設

3 監査の範囲 (1) 平成 27 年度及び平成 28 年度の財務に関する事務

(2) 施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

### 5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は、次のとおり。

### 6 指導事項

補助金交付に係る清算の遅延について

保育サービス課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

保育サービス課では、民間保育事業者（以下「事業者」という。）に対し、保育サービスの質の向上と保育従事職員の確保等を目的に、①保育士等キャリアアップ補助金②保育サービス推進事業補助金③保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金④保育力強化事業補助金を交付している。交付にあたっては、事業者の申請、交付決定のうえ、補助金を交付している。履行完了後は、事業者が提出した補助金実績報告書（以下「報告書」という。）の内容を審査した後、補助金の額を確定し、清算している。

保育サービス課は、平成 27 年度分の上記補助金の執行にあたり、平成 28 年 3 月に各補助金の交付決定をし、事業者に補助金を交付した後、平成 27 年度の出納閉鎖日である平成 28 年 5 月 31 日までに補助金の額を確定し清算するため、報告書の提出期限を出納整理期間内に設定した。しかし、一部の事業者が提出期限内に報告書を提出せず、また、不備書類の補正に時間を要したため、平成 27 年度中に補助金の額を確定することができなかった。

さらに、補助金の額確定後、事業者から区への返還金が生じたものについては、収入調定と返還を求める事業者への通知が直ちに行われず、一月以上経過後に事務処理を行っていた。

本来、会計年度独立の原則（地方自治法第 208 条）から、報告書受領から補助金の額の確定、清算に係る一連の事務処理は、補助金を交付した会計年度内に完了しているべきである。また、「金銭会計事務の手引き」に定める基本原則によれば、報告書受領から補助金返還に係る事務処理についても、速やかな会計事務を行わなければならない。

以上のことから、保育サービス課における補助金交付に係る一連の事務処理は不適切である。

保育サービス課は、補助金交付事務について、事務事業の進行管理を行うとともに、事業者に対する指導を徹底し、適切な会計事務を執行する必要がある。併せて、早急に再発防止策を作成し、その実行に取り組む必要がある。

（保育サービス課）

平成 28 年度資源環境部、都市整備部  
及び土木部定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 29 年 1 月 19 日(木)	資源環境部 環境課、環境戦略担当課、板橋東清掃事務所（清掃車両係） 板橋西清掃事務所 都市整備部 住宅政策課 土木部 管理課、交通安全課、赤塚土木事務所、北部公園事務所
平成 29 年 1 月 20 日(金)	資源環境部 清掃リサイクル課 都市整備部 都市計画課、市街地整備課、建築指導課、拠点整備課、 高島平グランドデザイン担当課 土木部 計画課、工事課、みどりと公園課

2 実施場所 監査委員室及び各施設

- 3 監査の範囲 (1) 平成 27 年度及び平成 28 年度の財務に関する事務  
(2) 原材料の保管及び施設、備品の管理状況

- 4 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。  
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。  
(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。  
(4) 原材料の保管状況は、適正か。（セメント、塩化カルシウム、角材など）  
(5) 平成 24 年度行政監査について、措置結果通知どおりに行われているか。（平成 24 年度行政監査テーマ「公園の維持管理について」、  
「受益者負担の適正化について」）

- 5 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。